

近鉄奈良駅周辺屋外広告物修景イメージパース作成業務委託
公募型プロポーザル実施説明書

第1 業務概要

(1) 業務の目的

奈良の玄関口となる近鉄奈良駅周辺において、県が主体となってトータルデザインを策定し、景観規制主体である奈良市と連携する「奈良モデル」により景観対策に取り組むことで、国際的な歴史文化交流拠点“奈良”の玄関口にふさわしいきれいな沿道景観づくりを目指しています。

景観を構成する重要な要素である屋外広告物対策に関して、事業の推進にあたり、関係者間で共通の認識を持つため、快適で利便性の高い、きれいな奈良の玄関口として統一感のあるデザインの屋外広告物修景イメージパースを作成します。

(2) 業務の内容

ア 近鉄奈良駅周辺における屋外広告物修景イメージパースの作成（空間デザインを含む）

近鉄奈良駅周辺における屋外広告物についてと協議の上、現状を一新する、統一感のある屋外広告物修景デザインを2案企画し、フォトモンタージュ等によりイメージパースを各3種類（大宮通の向かい側からの景観（昼・夜）、建物付近の歩道からの景観）、合計6枚作成すること。作成するアングル等については県と協議する。デザイン及びイメージパースは県の修正指示に従って随時修正するものとする。

なお、修景デザイン及びイメージパースの作成にあたっては、県より貸与する歩道屋根基礎設計等の検討資料をふまえ、近鉄奈良駅周辺に設置予定の歩道屋根及びデジタルサイネージ等を、全体の街並みと調和したデザインで盛り込むこと。

イ 事業実施報告書の作成

上記アの業務実施により作成した各修景デザインの考え方及びそれに基づいて作成したイメージパース等を取りまとめた事業実施報告書を作成し、納品すること。また、デジタルデータをCDまたはDVDに収め納品すること。

ウ 打合せ協議

本業務を実施するにあたり、業務着手時及び業務遂行途上に随時打合せ協議を実施すること。

(3) 委託期間

契約締結の日（令和元年11月上旬頃を予定）から令和2年1月31日（金）まで

(4) 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- ② 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑥ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- ⑦ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月 27 日奈良県告示 425 号）による競争入札参加資格有資格者のうち、営業種目：「Q 4（検査・分析・調査業務）」で登録している者であること。
- ⑧ 国または地方公共団体と過去 5 年間（平成 26 年度から平成 30 年度）に県が同種と認める業務の履行実績を有していること。
※同種業務：まちなみ景観の検討に関するイメージパースの立案・作成を含む業務

(5) 成果品の提出期限等

① 契約期間

契約締結日（令和元年 1 月上旬頃を予定）から令和 2 年 1 月 31 日まで

② 成果物

本業務の成果物の納入は次のとおりとする。

ア 事業実施報告書及びデジタルデータ・・・一式

屋外広告物修景イメージパースの納品データは JPEG 形式とすること

イ 本業務で作成した図書のうち必要なもの等その他県が必要と認めたもの

③ 本業務の成果物については、県の検査を受けた後、納品するものとする。

④ 成果物の納期及び納入場所

令和 2 年 1 月 31 日まで

納入場所はともに 奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課とする。

(6) 貸与資料

本業務を実施するうえで必要な資料は、県が貸与するものとする。借用書を県に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返却しなければならない。

(7) 秘密の遵守

本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果物については、破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

(8) 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続等

本業務の実施にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受注者の負担により関係機関に対し必要な許可申請手続等を行うものとする。

なお、申請手続にあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

(9) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- ① 受注者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者である県に無償で譲渡するものとする。
- ② 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 受注者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条に規定する権利を行使することができないものとする。

(10) 技術者の配置

この業務を行う期間中、管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、個々の選択科目もしくは技術部門において、①及び②については、「都市及び地方計画」とし、③及び④については登録部門が「都市計画及び地方計画」であること。

- ① 技術士（総合技術監理部門 建設）
- ② 技術士（建設部門）
- ③ 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当するもの
- ④ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

第2 参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次により必要書類を作成し提出してください。

(1) 受付期間

令和元年10月4日（金）から令和元年10月16日（水）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 2 階
奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

(3) 提出方法

持参または郵送に限る

※郵送の場合は簡易書留等の郵便物の到着が確認できる方法によるものとし、提出期限までに提出先に確実に到着するよう発送してください。

(4) 提出書類 (各 1 部)

- ・参加申込書【様式 1-1】
- ・会社概要【様式 1-2】
- ・業務実績【様式 1-3】(第 1 の (4) ⑧に記載の業務について)

第 3 提案書の提出を依頼する者を選定する要件

参加申込書を受理した者の中から、第 1 (4) の参加資格を有する者かどうかを審査し、参加資格を有する者を提案書の提出を依頼する者として選定します。

第 4 選定、非選定の通知等

(1) 提案書の提出を依頼する者として選定された者にはその旨を文書で通知します。選定されなかった者に対しては、理由を付した上、非選定の通知を文書で行います。

(2) 非選定の通知を受けた者は、その理由の説明を文書で求めることができます。非選定の通知文書に記載の通知日の翌日から起算して 5 日 (県の休日を除く) 以内に、持参もしくは郵送により「提出場所」まで提出してください。郵送の場合は簡易書留等の郵便物の到着が確認できる方法によるものとし、提出期限までに「提出場所」に確実に到着するよう発送してください。

(3) 上記の質問に対する回答は、文書により行います。当該文書は、上記の説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 5 日 (県の休日除く) 以内に発送します。

(4) 提案書の提出者が 1 者の場合においても、当該業務の公募型プロポーザル方式による選定手続きを継続します。

第 5 質問の受付及び回答等

(1) 受付期間

令和元年 10 月 4 日 (金) から令和元年 10 月 16 日 (水) まで

(持参により提出する場合は、開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。)

(2) 質問方法

質問書（様式不問）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。）。

(3) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁主棟2階
奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 環境政策課 きれいプロジェクト推進係
TEL：0742-27-8663
FAX：0742-22-1668
E-mail：kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(4) 質問内容に対する回答

参加申込書の提出があった事業者から受理した質問内容を全てまとめ、参加資格が確認された全事業者あて、令和元年10月18日（金）午後5時までに、FAXまたは電子メールで回答します。

第6 企画提案書の提出

提案書の提出の依頼を受けた者は、次により必要書類を作成し提出してください。

(1) 提出期間

令和元年10月18日（金）から令和元年10月29日（火）まで
（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2) 提出場所

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 環境政策課 きれいプロジェクト推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30

(3) 提出方法

持参または郵送に限る

※郵送の場合は簡易書留等の郵便物の到着が確認できる方法によるものとし、提出期限までに提出先に確実に到着するよう発送してください。

(4) 提出書類

以下、①～⑥の書類を8部提出してください。なお、「①企画提案書表紙」は他の書類と一緒に綴らないでください。

- ① 企画提案書表紙（様式2-1、A4用紙1枚、代表者の押印を行うこと）
- ② 企画提案書（自由様式、A4用紙1～2枚程度＋イメージ図等）

「第1（2）業務の内容」について、下記の写真（6棟のビル）を現状として、下記ア～ウについて説明できるものを提出してください。

※実際の業務で作成を依頼するアングルは下記と異なる可能性があります



- ア 修景デザインの基本的な考え方（コンセプト）
- イ 修景の基本的な方向性（デザイン、屋外広告物の色彩、大きさ等）
※必要に応じてイメージ図を添付
- ウ 成果物（イメージパース）の精度はどの程度か、
※今回の業務のイメージ図または参考にできる過去の業務成果物を添付
（上記イのイメージ図で精度を確認できる場合は省略可）
- ③ 業務スケジュール（自由様式、A4用紙1枚）
- ④ 委託業務実施体制（自由様式、A4用紙1枚）
担当者等を明記し、各人の過去の担当業務実績内容を記載してください。なお、資格や受賞歴など業務に資する実績があれば併せて記載してください。委託者選定の評価項目とします。
- ⑤ 業務実績（様式2-2、A4用紙1枚）
国または地方公共団体との間で、過去10年間（平成21年度から平成30年度）に履行した県が同種と認める業務又は類似の業務を含む業務を最大3件記載してください。
※同種業務：まちなみ景観の検討に関するイメージパースの立案・作成を含む業務。
なお、実績数は委託者選定の評価項目とします。
- ⑥ 見積書（自由様式）
見積額は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。
- (5) 留意事項
- ① 審査の公正を期すため、「(4) 提出書類」のうち、「①企画提案書表紙」以外の書類には、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。
- ② 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 提出された書類がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効と

なります。

第7 企画提案書のヒアリング

(1) 実施日時

令和元年11月1日(金)(予定。後日、提案者に対し詳細を連絡します。)

(2) 実施場所

〒630-8213 奈良県奈良市登大路町36-2
奈良商工会議所 3階302会議室

(3) 留意事項

- ① ヒアリング時間は質疑応答を含めて20分(提案者からの提案書の説明5分、質疑応答15分)程度を予定しています。
- ② ヒアリングへの参加者は、5名以内とします。

第8 審査及び結果通知

別表の「近鉄奈良駅周辺屋外広告物修景イメージパース作成業務委託にかかる企画提案書評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

審査結果は、全参加者に通知します。

第9 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととします。

第10 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与す

- るなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 (1) から (5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 (1) から (5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記 (6) に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第11 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第10 契約の不締結」の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第10 契約の不締結」の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第12 留意事項

(1) 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

(3) 提案書の追加、修正等

提出された企画提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案等にかかる費用負担

企画提案書類の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は各参加者の負担とします。

(5) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

①上記「第1の(4)参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。

②複数の企画提案書等を提出したとき。

③提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その

補正に応じないとき。

- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥その他不正な行為があったとき。

(6) 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

(7) 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第6の(2)提出場所」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出をしてください。

(8) 再委託等の禁止

受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではありません。

(9) その他

平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下、「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14

号) に従うものとします。

近鉄奈良駅周辺屋外広告物修景イメージパース作成業務委託にかかる企画提案書評価基準

評価項目		審査点 (満点)	採点 (A)	係数 (B)	評価点 (A× B)	計
提案内容	① 事業趣旨への理解	5点		4		
	② 修景のデザイン性	5点		4		
	③ 成果品の完成度見込み (フォトモンタージュ等の処理能力)	5点		4		
業務推進力	④ 工程の適切さ	5点		2		
	⑤ 実施体制の充実度	5点		2		
	⑥ 資格・受賞実績	5点		1		
業務実績 (件数)		10点		1		
見積金額		5点		1		
合計		100点				

- ※1 各選定委員は、提出書類に基づき記載の項目について評価する。
- ※2 各選定委員の評価点の合計が最も高得点のものを委託（契約）業者とする。
ただし、各選定委員の評価点の合計が6割未満である場合、または6割以上の場合でも評価委員会において契約の相手方として適当であると承認されなければ、特定することができないものとする。
- ※3 審査の結果、評価点が同点の場合は、「提案内容－業務推進力－業務実績－見積金額」の順で評価点の高得点のものを委託（契約）業者とする。
- ※4 提案者が2者に満たない場合は、評価基準による評価点が6割以上であり、かつ契約の相手方として適当であると評価委員会承認されなければ特定することができない。その場合、環境政策課長は特定した相手方につき、奈良県くらし創造部及び景観・環境局請負業者等選定審査会の承認を得ることとする。